

入学助成金・就労助成金について

西ノ島町では子育て世帯における離島ゆへの経済的負担を軽減し、定住促進を図るため大学等への入学助成金と町内への就労助成金を支給することとしました。

助成金の額と対象者

●入学助成金として 10万円

西ノ島中学校卒業生で、大学等（専門学校等含む。）へ進学する方を対象とします。

ただし、父又は母、若しくは養育者（以下「保護者等」という。）が町内に居住している方を対象とします。

●就労助成金として 24万円

西ノ島中学校卒業生で中学・高校・大学等（専門学校等含む。）を新規に卒業し、町内で就労される方を対象とします。

ただし、保護者等が町内に居住する方を対象としますが、「西ノ島町福祉職員等確保対策給付金要綱」の対象者及び公務員に就労する方については除きます。

※町外へ転出（退職等）される場合には就労助成金の返還義務が生じます。新卒で就労後2年以内に転出（転勤除く。）する場合は一部を返還していただきます。

●提出期限：平成27年4月30日（木）

手続きに必要な書類や書類の提出先、その他ご質問等は西ノ島町教育委員会（6）0171へお問い合わせください。

生活困窮者自立支援制度が始まります。

生活困窮者自立支援制度とは

生活困窮者自立支援法により平成27年4月から実施される新しい支援制度です。この制度は、これまでの制度では十分に対応できなかった生活保護受給者以外の生活に困窮している方を対象に自立に向けた相談支援や就労支援などを行い、自立の促進を図ります。

□事業の内容

事業の種類	内 容
自立相談支援	生活に困窮している方が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように支援員が相談支援を行い、その人に応じたプラン（自立支援計画）を作成します。 町による支援決定がなされた後、プランに沿った支援を継続的に行います。
住宅確保給付金	離職により生活に困って住居を失った方や、または住居を失う恐れの高い方に安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

□相談から支援までの流れ

- ①相談窓口で生活困窮に係る相談を受け付けます。
- ②相談内容からその人の課題を分析し、解決するための方向性を検討します。
- ③その人に応じたプランを策定します。
- ④プランについて、町による支援決定が行われます。
- ⑤プランに基づいた支援を行います。

対象となる方（※相談無料）

経済的な問題などで生活にお困りの方（生活保護を受けている方は除きます。）

相談窓口

西ノ島町役場健康福祉課（電話 6-0104）までご相談ください。



# 平成27年度 子育て支援サービス

仕事と子育ての両立と子どもを生き育てやすい環境整備を図るため、平成27年度は次のような子育て支援事業を行います。子育て家庭の皆さま、お気軽にご利用ください。(★は今年度拡充事業)

## 妊娠したら



- ・妊婦健診 14 回分の費用、歯科検診 1 回分の費用を助成
- ・出産準備金（前期分）50,000 円を支給
- ・子育てパスポート（こっころカード）の交付  
協賛店でパスポートを提示すると各種サービスが受けられます。
- ・レインボープラザまたはその他の宿泊施設の宿泊費を助成  
妊婦が出産のため、レインボープラザまたはその他の宿泊施設に宿泊したとき利用料金の一部を助成します。

## 赤ちゃんが生まれたら



- ・出産準備金（後期分）50,000 円を支給
- ・乳児健診 2 回分の費用を助成
- ・新生児聴覚スクリーニング検査の費用を全額助成
- ・保健師が家庭を訪問し、育児相談や情報提供の実施
- ・中学校卒業までのお子さんの医療費を助成  
0歳～中学校修了前児の医療費自己負担分を全額助成します。(保険適用部分のみ)
- ・町外の医療機関で受診が必要な方の旅費の一部を助成  
(中学校卒業までのお子さんで医師が必要と認めた方のみ)
- ・チャイルドシートの無料貸し出し (申込先：島前交通安全協会 (浦郷警察署内))
- ・購入費の一部助成 (申込先：役場 総務課)

## 保育園に入園したら



- ★保育料を軽減  
18歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子以降の園児を対象に、保育料の1/2～全額(階層や児童の年齢により異なります。)を軽減します。また、1ターン者等を対象に転入してから1年間保育料を1/2に軽減します。
- ・各種保育サービスを実施  
病児・病後児保育(隠岐島前病院)  
一時保育(みた保育園)、延長保育、障がい児保育(みた、シオン保育園)

## その他



- ・学童保育「シオン子どもの家」(電話：7-8411 シオン保育園)  
保護者が仕事などで家庭にいない小学生を対象に、長期休暇や放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。
- ・子育て支援センター「シオン」(電話：7-8411 シオン保育園)  
子育てに関する相談や子育て親子の交流の場を設けます。
- ・子育て短期支援事業(申込先：役場 健康福祉課)  
保護者の病気やその他の理由で一時的に子どもの養育ができない際に、里親や支援員が預かります。
- ・不妊治療費の助成  
一般不妊治療(人工授精含む)及び特定不妊治療費を助成します。
- ・児童相談(相談窓口：役場 健康福祉課)  
児童虐待や非行など児童に関する相談を受けます。

利用方法など詳しいことは、健康福祉課(電話：6-0104)までお問い合わせください。